

議案第 133 号

伊賀市地域福祉計画推進委員会条例の一部改正について

伊賀市地域福祉計画推進委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 26 年 12 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地域福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市地域福祉計画推進委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を適正に推進する」を「に基づき地域福祉の推進を図る」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（任務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関する重要事項に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、計画の策定後、その進行管理及び評価を行うものとする。

第 4 条第 1 項中「計画の期間」を「5 年」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（専門部会）

第 7 条 委員会は、必要に応じ、専門事項について調査検討するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、検討した結果を委員長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、前項の報告を尊重するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。